

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

特別職の身分の取扱いについて

特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。給料の額は、4ヶ町村長が別に協議調整する。
- (2) 議会の議員の報酬額については、4ヶ町村長が別に協議調整する。
- (3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (4) 農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (5) その他の特別職の職員については、4ヶ町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、1町村ないし3町村に設置されているものについては、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。
- (6) 新町の職務執行者については、合併までに4ヶ町村の長が別に協議して定めるものとする。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	<p>特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。給料の額は、4ヶ町村長が別に協議調整する。</p> <p>(2) 議会の議員の報酬額については、4ヶ町村長が別に協議調整する。</p> <p>(3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>(4) 農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>(5) その他の特別職の職員については、4ヶ町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、1町村ないし3町村に設置されているものについては、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</p> <p>(6) 新町の職務執行者については、合併までに4ヶ町村の長が別に協議して定めるものとする。</p>	

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
常勤の特別職	<p>町長</p> <p>【任期】 平成12年 3月 5日 ~ 平成16年 3月 4日</p> <p>【給料】 月額 805,000円</p>	<p>村長</p> <p>【任期】 平成14年 3月 7日 ~ 平成18年 3月 6日</p> <p>【給料】 月額 741,000円</p>	<p>村長</p> <p>【任期】 平成15年 4月30日 ~ 平成19年 4月29日</p> <p>【給料】 月額 771,000円</p>	<p>村長</p> <p>【任期】 平成13年 8月11日 ~ 平成17年 8月10日</p> <p>【給料】 月額 718,000円</p>	町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。給料の額は、4ヶ町村長が別に協議調整する。
	<p>助役</p> <p>【任期】 平成12年 4月 1日 ~ 平成16年 3月31日</p> <p>【給料】 月額 647,000円</p>	<p>助役</p> <p>【任期】 平成14年 4月 1日 ~ 平成18年 3月31日</p> <p>【給料】 月額 608,000円</p>	<p>助役</p> <p>【任期】 平成15年 4月 1日 ~ 平成19年 3月31日</p> <p>【給料】 月額 631,000円</p>	<p>助役</p> <p>【任期】 平成13年 8月17日 ~ 平成17年 8月16日</p> <p>【給料】 月額 616,000円</p>	
	<p>収入役</p> <p>【任期】 平成12年 4月 1日 ~ 平成16年 3月31日</p> <p>【給料】 月額 598,000円</p>	<p>収入役</p> <p>【任期】 平成12年 7月 1日 ~ 平成16年 6月30日</p> <p>【給料】 月額 553,000円</p>	<p>収入役</p> <p>【任期】 平成15年 6月26日 ~ 平成19年 6月25日</p> <p>【給料】 月額 583,000円</p>	<p>収入役（助役兼掌）</p> <p>【任期】 【給料】</p>	
	<p>教育長</p> <p>【任期】 平成14年 3月20日 ~ 平成18年 3月19日</p> <p>【給料】 月額 572,000円</p>	<p>教育長</p> <p>【任期】 平成11年10月 1日 ~ 平成15年 9月30日</p> <p>【給料】 月額 535,000円</p>	<p>教育長</p> <p>【任期】 平成12年10月 1日 ~ 平成16年 9月30日</p> <p>【給料】 月額 558,000円</p>	<p>教育長</p> <p>【任期】 平成13年 1月25日 ~ 平成17年 1月24日</p> <p>【給料】 月額 536,000円</p>	
議会の議員	<p>議員</p> <p>【任期】 平成15年 7月15日 ~ 平成19年 7月14日</p> <p>【報酬】 議長 : 月額 253,000円 副議長 : 月額 201,000円 議員 : 月額 185,000円</p>	<p>議員</p> <p>【任期】 平成14年10月15日 ~ 平成18年10月14日</p> <p>【報酬】 議長 : 月額 211,000円 副議長 : 月額 174,000円 議員 : 月額 163,000円</p>	<p>議員</p> <p>【任期】 平成15年 4月30日 ~ 平成19年 4月29日</p> <p>【報酬】 議長 : 月額 240,000円 副議長 : 月額 191,000円 議員 : 月額 175,000円</p>	<p>議員</p> <p>【任期】 平成15年 4月30日 ~ 平成19年 4月29日</p> <p>【報酬】 議長 : 月額 173,000円 副議長 : 月額 152,000円 議員 : 月額 137,000円</p>	議会の議員の報酬額については、4ヶ町村長が別に協議調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
行政委員会の委員	教育委員会委員 委員長：年額 134,000円 委員：年額 123,000円 選挙管理委員会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	教育委員会委員 委員長：年額 65,000円 委員：年額 60,000円 選挙管理委員会委員 委員長：年額 50,000円 委員：年額 45,000円	教育委員会委員 委員長：年額 120,000円 委員：年額 110,000円 選挙管理委員会委員 委員長：日額 9,000円 委員：日額 9,000円	教育委員会委員 委員長：年額 75,000円 委員：年額 69,000円 選挙管理委員会委員 委員長：日額 7,500円 委員：日額 6,900円	教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
	監査委員委員 識見者：日額 8,400円 議会選出者：日額 8,400円	監査委員委員 学識経験者：年額 140,000円 議会選出者：年額 140,000円	監査委員委員 識見者：年額 120,000円 議会選出者：年額 120,000円	監査委員委員 識見者：年額 89,700円 議会選出者：年額 89,700円	
	農業委員会委員 会長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	農業委員会委員 委員長：年額 100,000円 委員：年額 90,000円	農業委員会委員 会長：年額 120,000円 委員：年額 110,000円	農業委員会委員 会長：日額 7,500円 委員：日額 6,900円	
	固定資産評価審査委員会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	固定資産評価審査委員会委員 委員長：日額 6,000円 委員：日額 5,500円	固定資産評価審査委員会委員 委員：日額 9,000円	固定資産評価審査委員会委員 委員長：日額 7,500円 委員：日額 6,900円	
審議会等の附属機関の委員等	選挙 選挙長：日額 10,400円 投票管理者：日額 12,300円 開票管理者：日額 10,400円 選挙立会人：日額 8,600円 投票立会人：日額 10,500円 開票立会人：日額 8,600円	選挙 選挙長：日額 10,000円 投票管理者：日額 12,000円 開票管理者：日額 10,000円 選挙立会人：日額 8,000円 投票立会人：日額 10,000円 開票立会人：日額 8,000円	選挙 選挙長：日額 10,000円 投票管理者：日額 12,000円 開票管理者：日額 10,000円 選挙立会人：日額 9,000円 投票立会人：日額 12,000円 開票立会人：日額 9,000円	選挙 選挙長：日額 11,000円 投票管理者：日額 11,000円 開票管理者：日額 10,000円 選挙立会人：日額 8,000円 投票立会人：日額 10,000円 開票立会人：日額 8,000円	審議会等の附属機関の委員等については、4ヶ町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは原則として統合し、1町村ないし3町村に設置されているものについては、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。
	国民健康保険運営協議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	国民健康保険運営協議会委員 委員長：年額 27,000円 委員：年額 25,000円	国民健康保険運営協議会委員 委員：日額 9,000円	国民健康保険運営協議会委員 委員：日額 6,900円	
	公民館運営審議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	公民館運営審議会委員 委員長：年額 31,000円 委員：年額 28,000円	公民館運営審議会委員 委員：日額 9,000円	公民館運営審議会委員	
	特別職報酬等審議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	特別職報酬等審議会委員 委員長：日額 7,000円 委員：日額 6,500円	特別職報酬等審議会委員 委員：日額 9,000円	特別職報酬等審議会委員 会長：日額 7,500円 委員：日額 6,900円	
			公営企業経営審議会委員 委員：日額 9,000円		
	交通指導員 交通指導員：年額 28,000円	交通安全推進協議会 交通指導員：年額 58,000円	交通指導員 交通指導員：日額 6,000円	交通指導員	
	体育指導委員会委員 体育指導委員：年額 28,000円	体育指導委員会委員 体育指導委員：年額 26,000円	体育指導委員会委員 体育指導委員：年額 20,000円		
		防犯協会(推進委員) 委員：年額 30,000円			
		行政改革懇談会委員 委員長：日額 5,000円 委員：日額 4,500円	行政改革懇談会委員 委員：日額 9,000円		
	文化財保護審議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	文化財専門委員会委員 委員長：年額 43,000円 委員：年額 37,000円	文化財保護審議会委員 委員：日額 9,000円	文化財調査委員	
	予防接種健康被害調査委員会委員 委員：日額 7,800円	予防接種健康被害調査委員会委員 委員長：日額 4,500円 委員：日額 4,000円		予防接種健康被害調査委員会委員	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	町誌編さん委員会委員 委員長：月額 50,000円 委員：月額 30,000円	村誌編纂委員会 専門委員：年額 300,000円 委員長：年額 70,000円 委員：年額 70,000円			
		開発センター運営委員会委員 委員長：年額 20,000円 委員：年額 18,000円			
		民生委員推薦会委員 委員長：日額 6,000円 委員：日額 5,500円		民生委員推薦会委員 委員長：日額 7,500円 委員：日額 6,900円	
			民生委員会 総務：年額 110,000円 委員：年額 95,000円	民生委員会 委員：年額 52,800円	
		特別土地保有税審議会委員 委員長：日額 4,500円 委員：日額 4,000円			
	保健推進委員会委員 会長：日額4,000円以内 委員：日額4,000円以内	保健栄養推進委員会委員 委員長：日額4,000円以内 委員：日額4,000円以内			
	在宅介護支援センター運営協議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	在宅介護支援センター運営協議会委員 委員：日額 4,000円			
			高齢者生活福祉センター運営協議会委員 委員：日額 9,000円		
	介護保険運営協議会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	介護保険運営協議会委員 委員長：日額 6,000円 委員：日額 5,500円	介護保険運営協議会委員 委員：日額 9,000円	介護保険運営協議会委員 委員：日額 6,900円	
	介護保険認定審査会委員 委員：日額 10,000円 (4ヶ町村で按分負担)				
	情報公開及び個人情報保護審査会委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	情報公開審査会委員 会長：日額 5,000円 委員：日額 4,500円			
			固定資産評価補助員 補助員：日額 9,000円	固定資産評価補助員	
	消防団員 団長：年額 85,000円 副団長：年額 66,000円 分団長：年額 47,000円 副分団長：年額 35,000円 部長：年額 32,000円 班長：年額 30,000円 団員：年額 29,000円	消防団員 団長：年額 70,000円 副団長：年額 55,000円 分団長：年額 40,000円 副分団長：年額 30,000円 部長：年額 25,000円 班長：年額 22,000円 団員：年額 20,000円	消防団員 団長：年額 110,000円 副団長：年額 65,000円 分団長：年額 46,000円 副分団長：年額 36,000円 部長：年額 30,000円 班長：年額 26,000円 団員：年額 23,000円	消防団員 団長：年額 66,000円 副団長：年額 49,000円 部長：年額 33,000円 班長：年額 28,000円 団員：年額 23,000円	
	社会教育委員 委員長：日額 8,400円 委員：日額 7,800円	社会教育委員 委員長：年額 31,000円 委員：年額 28,000円	社会教育委員 委員：日額 9,000円	社会教育委員	

上島合併協議会 調整方針

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針		

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	居住施設入所審査会委員 委 員 : 日額 7,800円				
	C A T V放送番組審議会委員 委 員 長 : 日額 8,400円 委 員 : 日額 7,800円			有線テレビ放送番組審議会委員	
	土地相談員 土地相談員 : 日額 7,800円				
	参与(合併協議会) 委 員 : 日額 7,800円				
	弓削町入所判定委員会委員 委 員 : 日額 11,000円 (越智郡15町村で按分負担)				
	心身障害児就学指導委員会委員	心身障害児就学指導委員会委員	心身障害児就学指導委員会委員	心身障害児就学指導委員会委員	
	給食センター運営委員会委員		学校給食共同調理場運営委員会委員		

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資料	

特別職の身分の取扱いに関する法令

<p>【地方公務員法】</p> <p>（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）</p> <p>第三条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、左に掲げる職とする。</p> <p>一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</p> <p>一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</p> <p>四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</p> <p>五 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p> <p>【地方自治法】</p> <p>（議会の設置）</p> <p>第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。</p> <p>（市町村議会の議員の定数）</p> <p>第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>一 人口二千未満の町村 十二人</p> <p>二 人口二千以上五千未満の町村 十四人</p> <p>三 人口五千以上一万未満の町村 十八人</p> <p>四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人</p> <p>五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人</p> <p>六 人口五万以上十万未満の市 三十人</p> <p>七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人</p> <p>八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人</p> <p>九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人</p> <p>十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人</p> <p>十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数（その数が九十六人を超える場合にあつては、九十六人）</p> <p>3 第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなった市町村においては、その超えることとなった日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもって定数とする。</p> <p>4 第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。</p> <p>5 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。</p> <p>6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。</p>	<p>7 第七条第一項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。</p> <p>10 第七項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p>（議員の任期）</p> <p>第九十三条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。</p> <p>2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八条及び第二百六十条の定めるところによる。</p> <p>（委員会・委員の設置）</p> <p>第三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。</p> <p>2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> <p>（知事及び市町村長）</p> <p>第三十九条 都道府県に知事を置く。</p> <p>2 市町村に市町村長を置く。</p> <p>（長の任期）</p> <p>第四十条 普通地方公共団体の長の任期は、四年とする。</p> <p>2 前項の任期の起算については、公職選挙法第二百五十九条及び第二百五十九条の二の定めるところによる。</p> <p>（副知事及び助役の設置）</p> <p>第六十一条 都道府県に副知事一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</p> <p>2 市町村に助役一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</p> <p>3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。</p> <p>（副知事及び助役の選任）</p> <p>第六十二条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。</p> <p>（副知事及び助役の任期）</p> <p>第六十三条 副知事及び助役の任期は、四年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p>
---	---

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資料	

特別職の身分の取扱いに関する法令

<p>（出納長・副出納長及び収入役・副収入役）</p> <p>第百六十八条 都道府県に出納長を置く。</p> <p>2 市町村に収入役一人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。</p> <p>3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。</p> <p>4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。</p> <p>5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。</p> <p>6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。</p> <p>7 第百四十一条、第百四十二条、第百五十九条、第百六十二条、第百六十三条本文及び第百六十四条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。</p> <p>8 出納長及び収入役が、前項において準用する第百四十二条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。</p> <p>9 第百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>（専門委員）</p> <p>第百七十四条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。</p> <p>3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。</p> <p>4 専門委員は、非常勤とする。</p> <p>（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）</p> <p>第百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。</p> <p>一 教育委員会</p> <p>二 選挙管理委員会</p> <p>三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会</p> <p>四 監査委員</p> <p>2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。</p> <p>一 公安委員会</p> <p>二 地方労働委員会</p> <p>三 収用委員会</p> <p>四 海区漁業調整委員会</p> <p>五 内水面漁場管理委員会</p> <p>3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。</p> <p>一 農業委員会</p> <p>二 固定資産評価審査委員会</p> <p>4 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当つては、当該普通地方公共団体の長が第百五十八条第一項、第二項若しくは第六項又は第七項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。</p> <p>5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。</p>	<p>6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p> <p>7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。</p> <p>8 第百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> <p>（設置及び組織）</p> <p>第百八十一条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。</p> <p>2 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。</p> <p>（選挙管理委員及び補充員の選挙）</p> <p>第百八十二条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。</p> <p>2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。</p> <p>3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。</p> <p>4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。</p> <p>5 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。</p> <p>6 第一項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p> <p>7 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。</p> <p>8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。</p> <p>（選挙管理委員の任期）</p> <p>第百八十三条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 補充員の任期は、委員の任期による。</p> <p>4 委員及び補充員は、その選挙に関し第百八条第五項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。</p> <p>（設置及び定数）</p> <p>第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。</p> <p>2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより三人又は二人とし、町村にあつては二人とする。</p>
---	--

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目	
調整方針	資料		

特別職の身分の取扱いに関する法令

<p>（監査委員の選任及び兼職禁止）</p> <p>第九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。</p> <p>2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、三人である普通地方公共団体にあっては少なくともその二人以上は、二人である普通地方公共団体にあっては少なくともその一人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければならない。</p> <p>3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。</p> <p>4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。</p> <p>5 都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。</p> <p>（監査委員の任期）</p> <p>第九十七条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては四年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> <p>（職務・組織・設置）</p> <p>第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。</p> <p>2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。</p> <p>3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。</p> <p>（報酬及び費用弁償）</p> <p>第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。</p> <p>2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。</p> <p>4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。</p> <p>5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>（給料・旅費及び諸手当）</p> <p>第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに再任用短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。</p>	<p>2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業改良普及手当、災害派遣手当又は退職手当を支給することができる。</p> <p>3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】</p> <p>（長の職務を暫定的に行う者）</p> <p>第一条の二 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <p>2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。</p> <p>3 第一項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。</p> <p>（暫定的選挙管理委員）</p> <p>第四条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者を以てこれに充てるものとする。但し、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数があらたに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者を以てこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がいないときは、第一条の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者（これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者）の中から選任した者を以てこれに充てるものとする。</p> <p>2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第一条の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、予め関係人にこれを通知しなければならない。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】</p> <p>（組織）</p> <p>第三条 教育委員会は、五人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては六人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの（次条第三項及び第七条第二項から第四項までにおいて単に「町村」という。）の教育委員会にあっては三人の委員をもって組織することができる。</p>
--	---

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

特別職の身分の取扱いに関する法令

<p>（任命）</p> <p>第四条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>一 破産者で復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>3 委員の任命については、そのうち三人以上（前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあっては、二人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。</p> <p>4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人という。）である者が含まれるように努めなければならない。</p> <p>（任期）</p> <p>第五条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>（教育長）</p> <p>第十六条 教育委員会に、教育長を置く。</p> <p>2 教育長は、第六条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者の中から、教育委員会が任命する。</p> <p>3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第二十七条から第二十九条までの規定の適用を妨げない。</p> <p>4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令】</p> <p>（最初の委員の選任等）</p> <p>第十八条 市町村の設置があった場合においては、法第四条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第一条の二の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものの中から、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任するものとする。</p> <p>2 前項の規定により選任された委員は、法第五条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。</p> <p>3 新たに設置された市町村において、第一項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第十三条第一項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。</p> <p>（最初の教育長の互選）</p> <p>第十九条 市町村の設置があった場合においては、法第十六条第二項の規定にかかわらず、最初に法第四条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第一項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第十二条第一項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。</p>	<p>（最初に任命される委員の任期）</p> <p>第二十条 市町村の設置後最初に法第四条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第五条の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあっては、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合にあっては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。</p> <p>【地方税法】</p> <p>（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）</p> <p>第四百二十二条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。</p> <p>2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定める。</p> <p>3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。</p> <p>4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。</p> <p>5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。</p> <p>6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。</p> <p>8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p> <p>9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。</p>
--	---

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資 料	

先 進 事 例	
<p>篠山市 &lt;H11.4.1合併&gt;                  【兵庫県 多紀郡 篠山市、西紀町、丹南町、今田町】                  (1) 新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。                  (2) 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新市において新たに選任するものとする。</p> <p>西東京市 &lt;H13.1.21合併&gt;                  【東京都 田無市、保谷市】                  市町のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。                  ア 任期は、各法令の定めるところによる。                  イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。                  議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。                  行政委員会委員の任期は、各法令の定めるところによる。                  報酬は、現行報酬額をもとに調整する。                  審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。                  ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。                  イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。                  ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。                  その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p> <p>さいたま市 &lt;H13.5.1合併&gt;                  【埼玉県 浦和市、大宮市、与野市】                  3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>あさぎり町 &lt;H15.4.1合併&gt;                  【熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村】                  特別職の職員については、その設置・人数・任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令の定めがない場合は新町において新たに設置する。                  報酬等については、5町村の長が関係機関と協議して合併までに調整する。</p> <p>高吾北地域合併協議会 &lt;H16.3.31合併予定&gt;                  【高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村】                  特別職の職員及び行政委員会委員の身分の取扱いについては、法令等の定めのある場合はその規定を適用し、定めのない場合は合併までに調整するものとする。</p> <p>東宇和・三瓶町合併協議会 &lt;西予市；H16.3.31までに合併予定&gt;                  【愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町】                  特別職の職員(市議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。                  1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。                  2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p>	<p>3 審議会、委員会等の附属機関については、5町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。1町ないし4町に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。                  4 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。                  5 新市の職務執行者については、合併までに5町の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>重信町川内町合併協議会 &lt;東温市；H16.3.31までに合併予定&gt;                  【愛媛県 温泉郡 重信町、川内町】                  (1) 特別職の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、両町の長が協議して定める。                  (2) 新市の職務執行者については、両町の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>宇摩合併協議会 &lt;四国中央市；H16.4.1合併予定&gt;                  【愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村】                  ・常勤の特別職                  法令の定めるところにより、市長ほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。                  報酬は、現行の川之江市、伊予三島市の報酬額をもとに調整する。                  合併当初の円滑な組織機構の運営のため必要と思われる特別職の設置については、4市町村長が別に協議する。                  ・議員                  任期、定数は、各法令の定めるところによる。                  報酬は、現行の報酬額をもとに調整する。                  ・行政委員会の委員                  法令の定めるところにより、新市においても引き続き設置する。                  報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。                  ・審議会等の附属機関等の委員等                  新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。                  報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。</p> <p>かみうけな合併協議会 &lt;久万高原町；H16.8.1合併予定&gt;                  【愛媛県 上浮穴郡 久万町、面河村、美川村、柳谷村】                  特別職の職員(消防団は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。                  (1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。                  (2) 町議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。                  (3) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。                  (4) その他の条項で定める特別職の職員については、4町村すべてに設置されていて、引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。1町村ないし3町村に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。                  (5) 新町の職務執行者については、合併までに4町村の長が別に協議して定めるものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	12 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整方針	資料	

先 進 事 例	
<p>内子町・五十崎町合併協議会 &lt;内子町；H16.10.1までに合併予定&gt; 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕</p> <p>特別職の職員（町議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</li> <li>2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</li> <li>3 審議会、委員会等の附属機関については、2町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町にのみ設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</li> <li>4 その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。</li> <li>5 新町の職務執行者については、合併までに2町の長が別に協議して定めるものとする。</li> </ol> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会 &lt;H16.10.1までに合併予定&gt; 〔愛媛県 西宇和郡 伊方町、瀬戸町〕</p> <p>特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い次のとおり調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令の定めるところにより、町長ほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。報酬の額は、現行の報酬額をもとに調整する。</li> <li>・ 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模自治体の例、現行の業務内容をもとに調整する。</li> <li>・ 審議会、委員会等の附属機関については、2町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則統合する。1町のみ設置しているものは、必要に応じて設置する。委員数、任期、報酬額等は現行の業務に照らし合わせて調整し、新たに設置する。</li> <li>・ その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等は現行の業務に照らし合わせて調整し、新たに設置する。</li> <li>・ 新町の職務執行者については、合併までに2町の長が別に協議して定めるものとする。</li> </ul> <p>南宇和合併協議会 &lt;愛南町；H16.10.1合併予定&gt; 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、その設置、人員、任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。報酬等について、5町村の長が別に協議して合併時まで調整する。</p>	<p>八幡浜市・保内町合併協議会 &lt;H16.12.31までに合併予定&gt; 〔愛媛県 八幡浜市、西宇和郡 保内町〕</p> <p>特別職については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法令の定めるところにより、市長ほか常勤の特別職として、助役、収入役及び教育長を置く。</li> <li>2 議員の定数及び任期の取扱いについては、別に協議して定める。</li> <li>3 法令の定めるところにより、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を置く。 なお、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、別に協議して定める。</li> <li>4 審議会、委員会等の附属機関の委員、その他の特別職については、新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。</li> <li>5 新市の職務執行者については、合併までに両市町の長が別に協議して定めるものとする。</li> <li>6 報酬については、両市町の長が別に協議して定めるものとする。</li> </ol> <p>大洲喜多合併協議会 &lt;H17.1.1合併予定&gt; 〔愛媛県 大洲市、喜多郡 長浜町、肱川町、河辺村〕</p> <p>特別職の職員の身分の取扱いについては、法令の定めるところに従い調整し、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。 （具体的な調整内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常勤の特別職として、市長、助役、収入役、教育長及び監査委員を置く。 報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。 合併当初の円滑な組織機構の運営のため必要と思われる特別職の設置については、4市町村長が別に協議する。</li> <li>2 議会の議員の報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。</li> <li>3 行政委員会の委員は、新市においても引き続き設置する。 報酬額は、現行報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。</li> <li>4 審議会等の附属機関の委員等は、4市町村すべてに設置されていて、引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合し、1市町村ないし3市町村に設置されているものは、合併後速やかに調整する。 委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</li> </ol>